

# 小規模事業者及び新規開業者等の方へ

～令和4・5・6年度分物品供給に係る見積参加申し込みのご案内～

北海道では、小規模事業者及び新規開業者等の事業者から物品の供給に係る見積参加申込書の受付を行っています。

道立学校の物品購入契約については、原則として道立学校運営支援室で行っております。北海道の入札参加資格がない事業者で道立学校の物品購入に係る定時見積に参加を希望する場合は、見積参加申込みが必要となりますので注意願います。

## 1 対象事業者の要件

対象事業者は、道の物品の購入契約に係る競争入札参加資格を有しない事業者（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものを除く。）で、次のいずれかの要件を満たす事業者であって、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出義務を履行しており（当該届出の義務がない場合を除く。）、かつ、道内に本店（個人にあつては当該個人及び事業所の住所をいう。以下同じ。）を有する事業者のうち、道に対し物品の供給を行おうとする事業者とします。

小規模事業者	常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者
新規開業者等	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、物品の供給事業を新たに開始した事業者で、事業開始後1年未満の事業者

## 2 対象となる契約 定時見積

## 3 提出書類等

### (1) 提出書類

物品の供給に係る見積参加申込書（別記第29号様式）

### (2) 添付書類 ○印の書類を添付してください。

	区 分	法人	個人	組合	摘 要
1	社会保険等適用除外申出書 (別記第34号様式)	○		○	社会保険等の届け出の義務がない場合
2	誓約書 (別記第35号様式)	○	○	○	

申込書の内容を確認するため、必要に応じ、申し込みの時又は申し込みの後に、法人の登記事項証明書その他関係書類を提出させることがあります。

## 4 物品の供給に係る見積参加申込書の提出先

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館

電話番号 011-204-5872（直通）

FAX 011-232-5982

ホームページ <http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>

E-mail [ishikyo.shien@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:ishikyo.shien@pref.hokkaido.lg.jp)